

## 理 由

区域区分の変更に伴い、別添計画図のとおり下記に掲げる 1 の地区を、産業地の計画的な確保と産業専用に特化した土地利用を図るため、工業専用地域として指定するもの。また、現況との差異を解消するため 2 の地区を第一種住居地域に指定し、3 の地区の用途指定を廃止するもの。

## 記

1. 高崎玉村スマート I C 北地区 : 面積 20.7ha (工業専用地域に指定)
2. 上茂木・南玉地区 : 面積 0.02ha (第一種住居地域に指定)
3. 上福島地区 : 面積 0.8ha (用途指定を廃止)